

第10次杉並区交通安全計画

(平成28年度～32年度)

杉 並 区

杉並区交通安全協議会

交通安全杉並区宣言

近時、車両運行の急激な増加にともない、区内における交通事情は悪化の一途をたどり、事故は日とともに激増の傾向にあることは、まことに憂慮に堪えないところである。

杉並区は人命を尊重し、区民の生命財産をまもり、区内における交通事故の絶滅を期するため、これが施策を推進することを決意し、ここに交通安全都市を宣言する。

昭和40年3月31日

は じ め に

杉並区では昭和40年の交通安全杉並区宣言以降、区内の交通事故撲滅のため様々な施策を講じてまいりました。

前計画である第9次杉並区交通安全計画（以下「第9次計画」という。）の計画期間（平成23年度から27年度まで）においては、平成23年には2,000件を超えていた交通事故件数が、平成27年に1,449件まで減少し、負傷者についても平成23年と平成27年を比較して24.6%減少し1,735件となっており区内の交通事故件数は着実に減少しております。

また、杉並区が課題としていた自転車の事故件数に関しましても、平成23年には913件発生していましたが、平成27年には571件となり着実に発生件数が減少しております。

しかしながら、第9次計画で掲げた区内の死亡事故ゼロという目標に関しては残念ながら達成には至っておらず、引き続き交通安全対策に関する効果的な施策を講じていくことが必要です。

第10次杉並区交通安全計画の交通安全に関する施策を実施するに当たっては、上位計画である国の第10次交通安全基本計画、東京都の第10次東京都交通安全計画の基本理念に基づき、人優先、人命尊重の理念の下、国や都の重点課題、施策に加え、杉並区の実情に即した施策を警察や交通安全協会をはじめとする関係機関や、保護者や地域のボランティア等関係団体と相互に連携しながら推進してまいります。

交通事故の撲滅という目標を達成するためには、行政だけの努力では到底達成することができません。区民の皆様におかれましては、一人ひとりが歩行者や運転者等のそれぞれの立場に立って交通ルール、マナーを理解・遵守していただくと共に、本計画の推進に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年11月

杉並区交通安全協議会会長

杉並区長 田 中 良

目 次

用 語 解 説	1
第 1 章 交通安全計画の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格及び位置づけ	2
3 基本理念	4
4 計画期間	4
第 2 章 杉並区の交通事故の現状と課題	
1 杉並区の交通事故の現状	5
(1) 交通事故件数の推移	
(2) 交通事故の発生状況の推移と現状	
① 道路種別交通事故発生状況	
② 道路形状別交通事故発生状況	
③ 昼夜別交通事故発生状況	
④ 時間帯別交通事故発生状況	
⑤ 当事者別交通事故発生状況	
⑥ 事故類型別交通事故発生状況	
⑦ 年代別交通事故発生状況	
2 第9次交通安全計画の成果	13
3 重要課題	14
(1) 依然として高い自転車の事故関与率	
(2) 高齢者の重大事故・重傷化傾向	
(3) 死亡・重傷事故につながる二輪車事故	
第 3 章 計画の目標と取組の重点化の方向性	
1 計画の目標	17
2 取組の重点化の方向性	18
(1) 自転車事故防止策の強化	
(2) 高齢者事故防止策の強化	
(3) 二輪車事故防止策の強化	

第 4 章 具体的な取組（分野別取組）

- 1 道路整備分野…………… 20
 - (1) 幹線道路等の整備
 - (2) 身近な生活道路の整備
 - (3) 狭あい道路の拡幅
 - (4) 歩道の整備
 - (5) 自転車走行空間の整備
 - (6) 防護柵の整備
 - (7) 道路照明の整備
 - (8) 道路標識等の整備
 - (9) 事故多発箇所における注意喚起看板等の設置
 - (10) 通学路防犯カメラの設置
 - (11) 幹線道路や生活道路での交通規制の実施
 - (12) 流入・通過交通の低減と速度抑制
 - (13) 道路不法占有物の除去
 - (14) 放置自転車の撤去推進
 - (15) 道路パトロールの実施
 - (16) 通学路点検の実施
 - (17) 道路交通環境におけるバリアフリー化の推進
 - (18) 自転車駐車場の整備
 - (19) 自転車駐車場の設置等の指導・支援
 - (20) 自転車安全利用モデル地区の推進
- 2 交通安全教育分野…………… 26
 - (1) 区立小学校における自転車安全利用実技講習会の実施
 - (2) スタントマンによる自転車安全利用実技講習会の実施（中学校・一般）
 - (3) 区安全パトロール隊による違反自転車への注意喚起
 - (4) 自転車用ヘルメットの普及促進
 - (5) 幼児や児童に対しての交通安全教育の推進
 - (6) 交通安全教材の提供
 - (7) 高齢者向け交通安全教室の開催
 - (8) 高齢者運転講習会の開催
 - (9) 高齢者関係施設への交通安全情報の提供
 - (10) 街頭での広報啓発活動の実施
 - (11) 区民向け自転車講習会の実施
 - (12) 放置自転車クリーンキャンペーンの実施
 - (13) 自転車シミュレーターを活用した体験型啓発活動の実施
 - (14) 地域企業と協力した交通安全教室の開催
 - (15) 自転車走行マナーアップキャンペーンの実施
 - (16) 出前型自転車講習会の開催
 - (17) 75 歳以上のドライバーの運転免許証自主返納の促進

	(18) バス車内での転倒事故防止の呼びかけ	
	(19) 児童・生徒の健全育成のための飲酒の害についての指導	
	(20) 職員向け講習会の実施	
	(21) 自転車利用者への損害賠償保険加入の促進	
	(22) 自動車損害賠償責任保険の加入促進	
	(23) 実技講習会等活用した二輪車利用のルール・マナー等の啓発	
3	道路交通法規分野	32
	(1) 交通規制の見直し、交通安全施設の整備	
	(2) 地域実態に即した駐車規制の見直し	
	(3) 違法駐車抑止キャンペーンの実施	
	(4) 街頭指導の強化・取締りの強化	
	(5) 悪質な自転車利用者に対する取締りの実施	
	(6) 二輪車への指導・取締りの強化	
	(7) 交通実態に応じた信号機の整備	
	(8) 「飲酒運転させない杉並キャンペーン」の実施	
	(9) ハンドルキーパー運動の推進	
	(10) 飲酒検問の実施	
	(11) 区内自転車商協同組合と協力した自転車点検の実施	
	(12) 庁有車の点検整備	
4	医療・被害者支援分野	35
	(1) 応急手当等の普及啓発の推進	
	(2) 学校教育における応急手当指導の充実	
	(3) 交通事故相談窓口の開設	
	(4) 犯罪被害者支援制度の活用	
5	防災・減災分野	37
	(1) 道路構造物の点検、修理	
	(2) 徒歩帰宅者等に対する情報提供	
	(3) スマートフォン向け防災地図アプリ「すぎナビ」の活用	
	(4) 停電時の交通安全の確保	
第 5 章	取組の推進体制と進捗状況等の把握	39
1	取組の推進体制	
2	進捗状況等の把握	
資 料		
	交通安全対策基本法（抜粋）	
	杉並区交通安全協議会規約	
	自転車安全利用五則	

※本書で使用する統計表について、「発生数は、第1および第2当事者の合計数」の表記がある表においては、一件の交通事故における第1当事者および第2当事者それぞれを集計し、それらを足し上げた数を発生数として使用しており、交通事故発生件数とは異なる。

用語解説

本書で使用している主な用語の意味は、以下のとおりです。

- 交通事故** …… 道路交通法第2条第1項に規定されている道路において、車両、路面電車及び列車（軌道車）の交通によって起こされた、人の死亡又は負傷を伴った事故及び物的損害を伴った事故をいう。但し、本書では人身事故の数値のみを計上している。
- 重傷** …… 交通事故により加療日数が30日以上を負傷をいう。
- 軽傷** …… 交通事故により加療日数が30日未満を負傷をいう。
- 負傷** …… 重傷と軽傷を合計したものをいう。
- 当事者** …… 交通事故に関係した人をいうが、車両等が関係した事故の運転者については、運転中の車両等を当事者としている。
- 第1当事者** …… 最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には、人身損傷程度が軽い者をいう。
- 第2当事者** …… 最初に交通事故に関与した車両等の運転者、歩行者又は構造物等の物件のうち、第1当事者以外の者をいう。
- 高齢者の事故** …… 年齢65歳以上の人に関係した交通事故をいう。
- 昼** …… 日の出から日の入りまでの時間をいう。
- 夜** …… 日の入りから次の日の出までの時間をいう。
- 事故類型** …… 事故をまず当事者の種類（人または車両）によって類型化し、次いで、当事者の事故時の行動（動き、位置、衝突物等）によって更に細かく類型化したものをいう。

第 1 章 交通安全計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

杉並区の交通安全計画は、昭和 46 年から、5 年を計画期間として策定し、第 1 次から様々な交通安全対策の取組を実施してきました。

第 9 次杉並区交通安全計画（以下、「第 9 次計画」という。）の計画期間である平成 23 年から平成 27 年の 5 年間では、平成 27 年には事故件数が平成 23 年の 71.6%、負傷者数も 75.6%に減少しております。しかしながら、交通事故死者数については 5 人から 8 人の間で推移しており、第 9 次計画で目標とした年間交通事故死者数をゼロにするという目標は未だに達成できていません。

こうした状況を踏まえ、杉並区では人命尊重の理念に立って、交通事故死傷者を根絶させること等を目標として、関係機関がそれぞれの役割の下、実効性のある交通安全対策を実施していくために、第 10 次杉並区交通安全計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格及び位置づけ

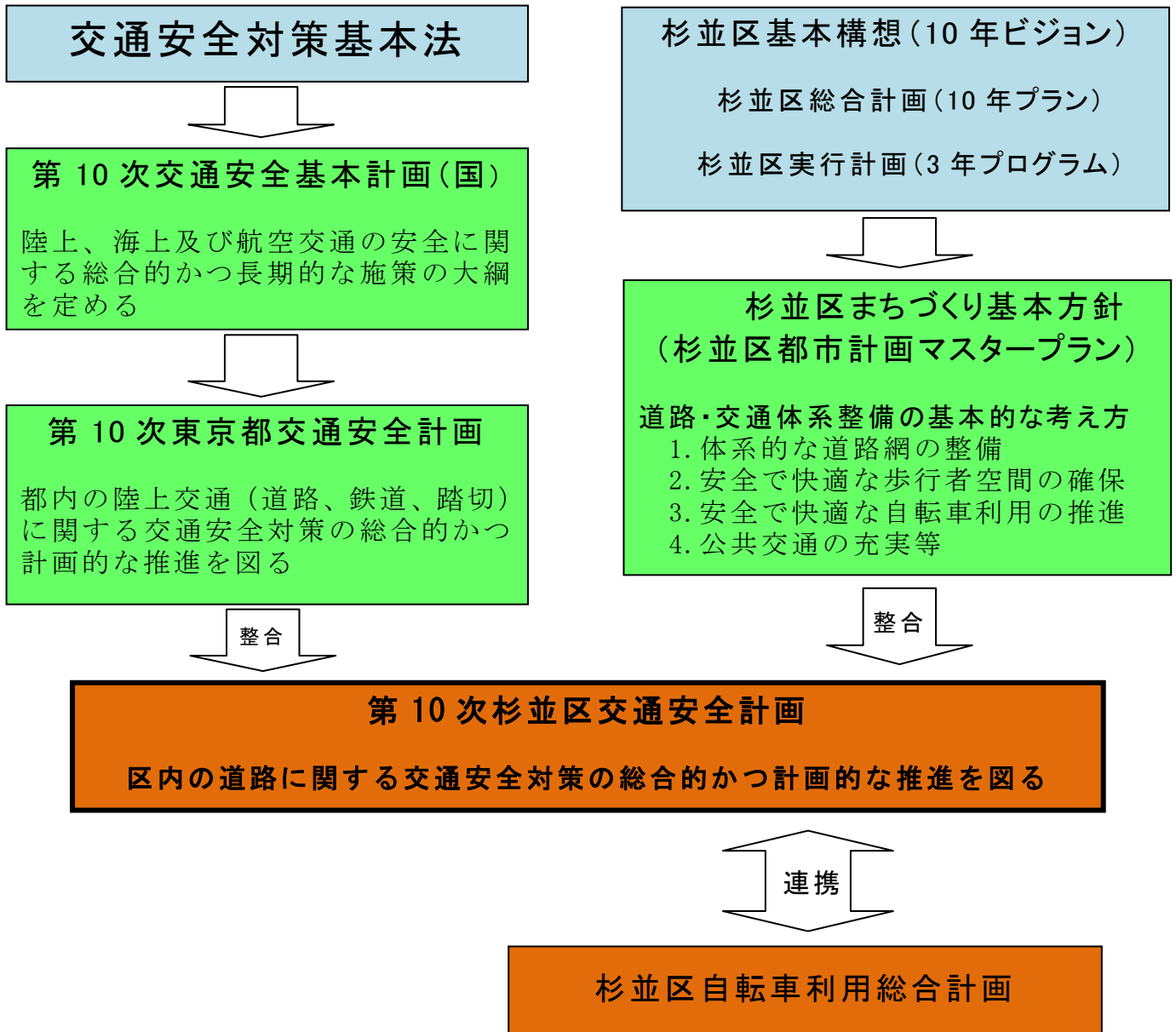
交通安全対策基本法第 4 条では、地方公共団体の責務として、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務があると規定しています。

本計画は、交通安全対策基本法第 26 条の規定により、第 10 次東京都交通安全計画（以下、「都計画」という。）との整合性を図り策定します。

都計画は、都内全体の道路交通、鉄道交通、踏切道における交通を基本として策定しており、本計画はその内容を踏まえ、杉並区がなすべき、身近な生活道路等の安全や区民への啓発活動等を中心とした「道路交通」の安全対策の大綱として策定し、達成すべき目標を明らかにし、その実現を図るために必要な取組を計画化します。

また本計画に定める取組を推進するに当たっては、杉並区の基本構想を実現するための都市整備分野の総合的方針を定めた「杉並区まちづくり基本方針」との整合を図り、区の自転車対策の総合的指針である「杉並区自転車利用総合計画」と相互に連携します。

杉並区交通安全計画の位置づけ



3 基本理念

一件でも多く交通事故を減らすため、都計画と同様に、「人優先」、「人命尊重」を本計画の基本理念とします。

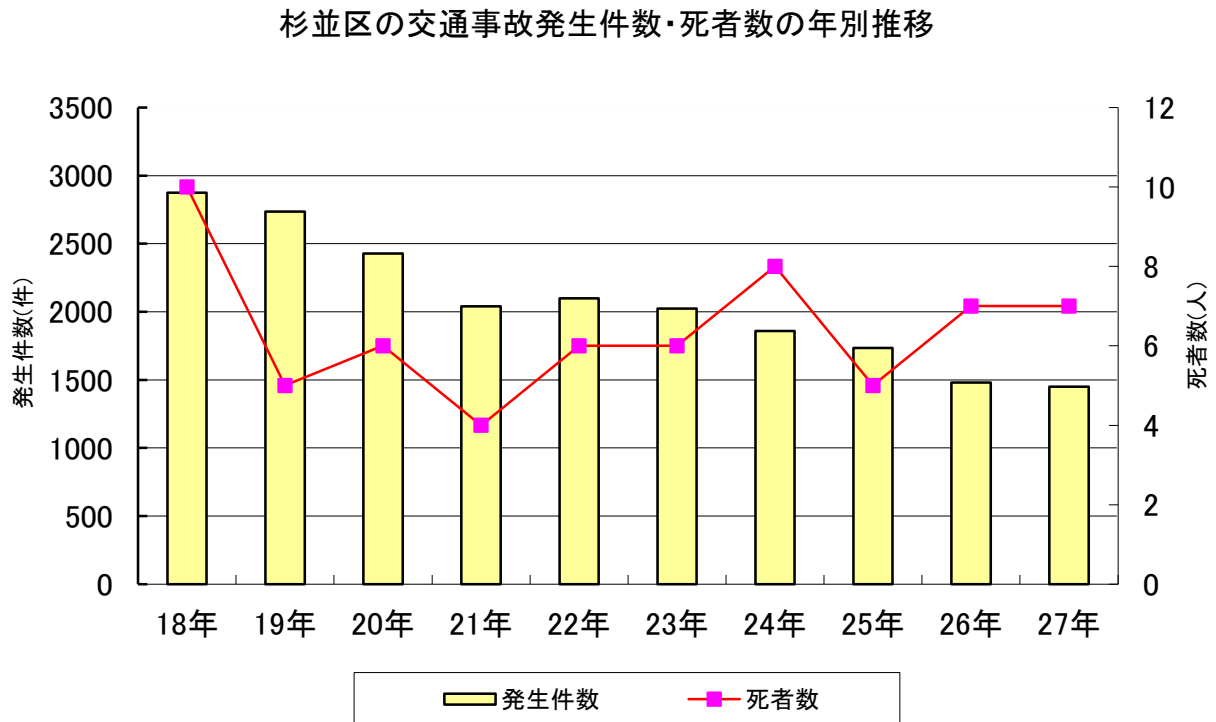
4 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年とします。

第2章 杉並区の交通事故の現状と課題

1 杉並区の交通事故の現状

(1) 交通事故件数の推移



第8次杉並区交通安全計画の始期である平成18年から第9次計画の終期である平成27年までの10年間に発生した交通事故発生件数と死者数を見ると、交通事故発生件数は、平成22年に前年比較で一度増加したものの、平成18年には2,857件発生したものが平成27年には1,449件に減少しました。

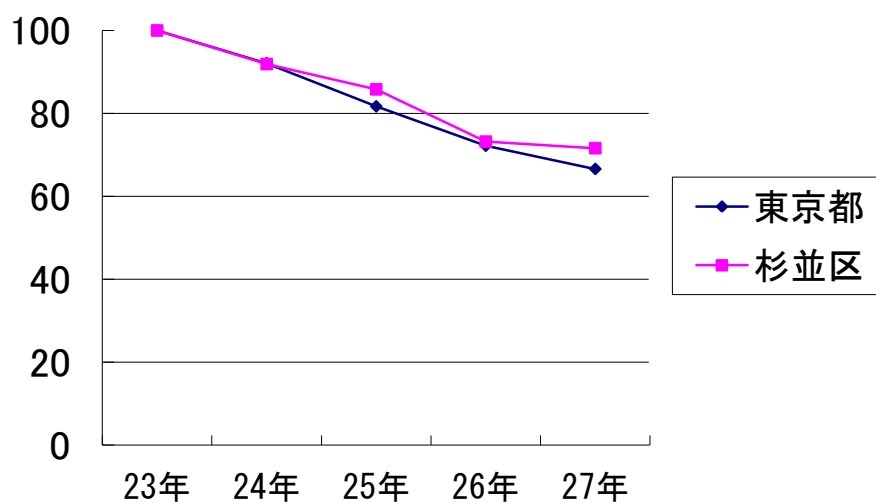
死者数については、平成18年の10人という最も多い時よりも減少してはいるものの、ここ10年で増減を繰り返しています。

東京都および杉並区内の交通事故発生状況（5年間）

単位（件）

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
東京都	発生件数	51,477	47,429	42,041	37,184	34,274
	死者数	215	183	168	172	161
	負傷者数	58,140	54,837	48,855	43,212	39,931
杉並区	発生件数	2,023	1,860	1,735	1,481	1,449
	死者数	6	8	5	7	7
	負傷者数	2,295	2,115	2,019	1,688	1,735

交通事故発生件数の推移



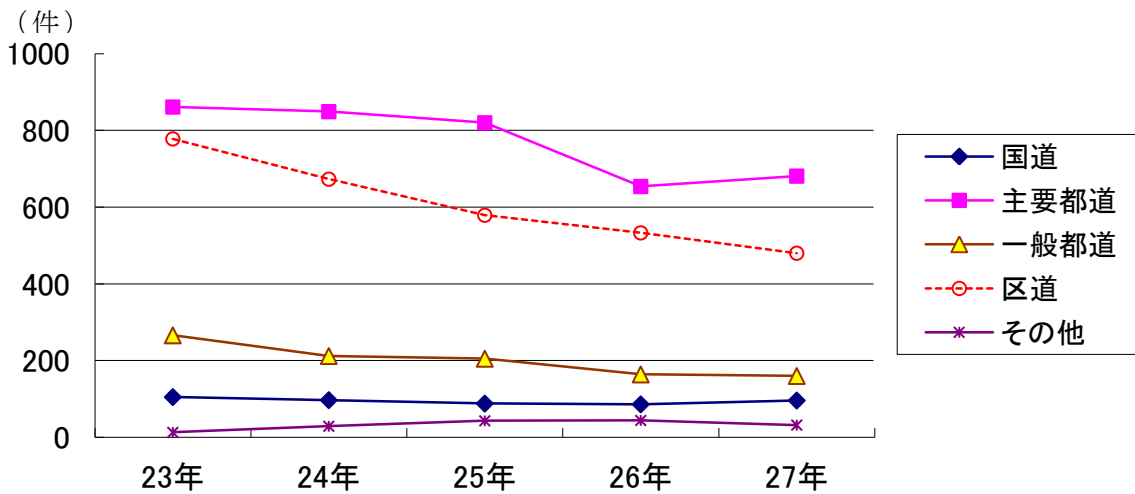
平成 23 年を 100 とした場合、平成 27 年は東京都 67、杉並区 72

平成 23 年から平成 27 年までの 5 年間で東京都、杉並区ともに交通事故発生件数は減少しています。

交通事故発生件数を指数による比較で分析してみると、平成 23 年を 100 とした場合、平成 27 年では東京都は 67 で杉並区は 72 となっており、26 年から 27 年にかけての杉並区の減少率が横ばいになっています。

(2) 交通事故の発生状況の推移と現状

① 道路種別交通事故発生状況（5年間）



各年 12 月 31 日時点 単位（件）

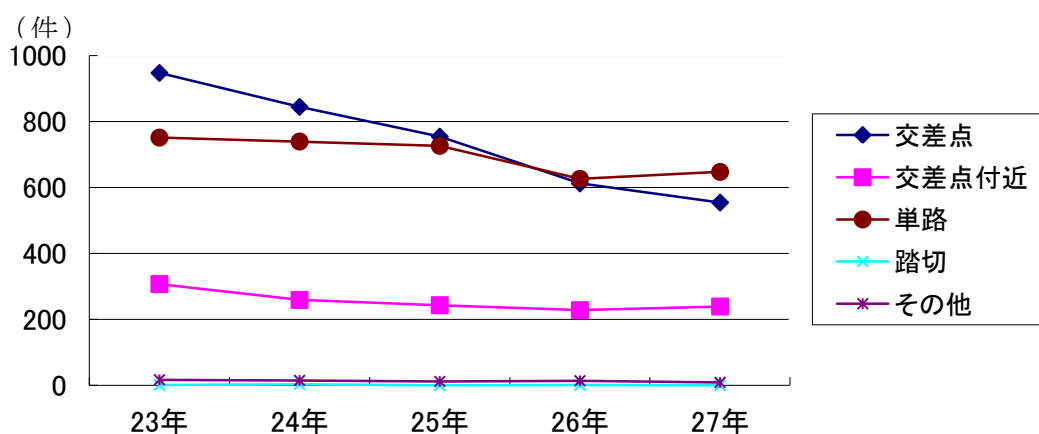
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
国道	発生件数	105	97	88	86	96
	死者数	0	1	1	0	1
	負傷者数	123	113	107	101	118
主要都道	発生件数	861	849	820	654	681
	死者数	2	4	4	5	5
	負傷者数	1,029	1,006	1,001	778	855
一般都道	発生件数	266	212	205	164	160
	死者数	0	3	0	0	0
	負傷者数	305	239	236	188	193
区道	発生件数	778	673	579	533	480
	死者数	4	0	0	2	1
	負傷者数	825	725	626	570	524
その他	発生件数	13	29	43	44	32
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	13	32	49	51	45

※国道とは、20号線、主要都道は環状7号線、環状8号線、五日市街道等

平成23年から平成27年までの5年間の傾向では、主要都道での交通事故が最も多く発生しています。

区道では平成23年から平成27年の5年間で交通事故発生件数・死者数ともに連続して減少していますが、主要都道での交通事故発生件数は26年に増加し、死者数は5年間で増加しています。

② 道路形状別交通事故発生状況（5年間）



各年 12 月 31 日時点 単位（件）

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
交 差 点	発生件数	947	844	754	612	554
	死者数	4	4	2	6	3
	負傷者数	1,032	926	841	673	616
付 近 交 差 点	発生件数	307	259	243	228	239
	死者数	2	3	2	1	2
	負傷者数	352	283	281	255	296
単 路	発生件数	751	739	726	626	647
	死者数	0	1	1	0	2
	負傷者数	893	888	884	743	814
踏 切	発生件数	1	3	0	1	0
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	1	3	0	1	0
そ の 他	発生件数	17	15	12	14	9
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	17	15	13	16	9

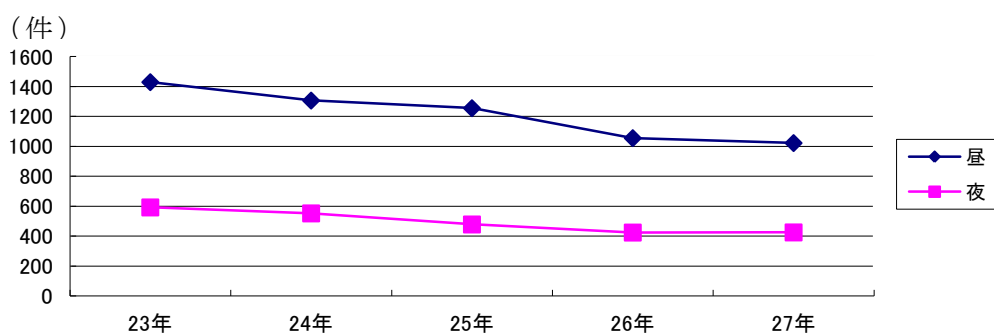
※交差点は、2本以上の道路が交わる部分を指し、交差点付近は、「交差点」の側端から30メートル以内の部分を目指す

※単路は、トンネル、橋、交差点付近部分を除いた直線または屈折道路、カーブなどを指す

平成23年から平成25年までは交差点での交通事故が最も多く発生していましたが、平成26年は単路での交通事故発生件数が増加に転じ、道路形状種別の中で最多の件数となっています。

平成23年から平成27年の5年間では、交差点及び交差点付近での交通事故発生件数が全体の半数以上を占めています。

③ 昼夜別交通事故発生状況（5年間）



各年12月31日時点 単位(件)

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
昼	発生件数	1,430	1,307	1,256	1,056	1,023
	死者数	4	6	1	3	3
	負傷者数	1,605	1,474	1,454	1,201	1,214
夜	発生件数	593	553	479	425	426
	死者数	2	2	4	4	4
	負傷者数	690	641	565	487	521

※日の出から日没までを昼、日没から日の出までを夜として集計

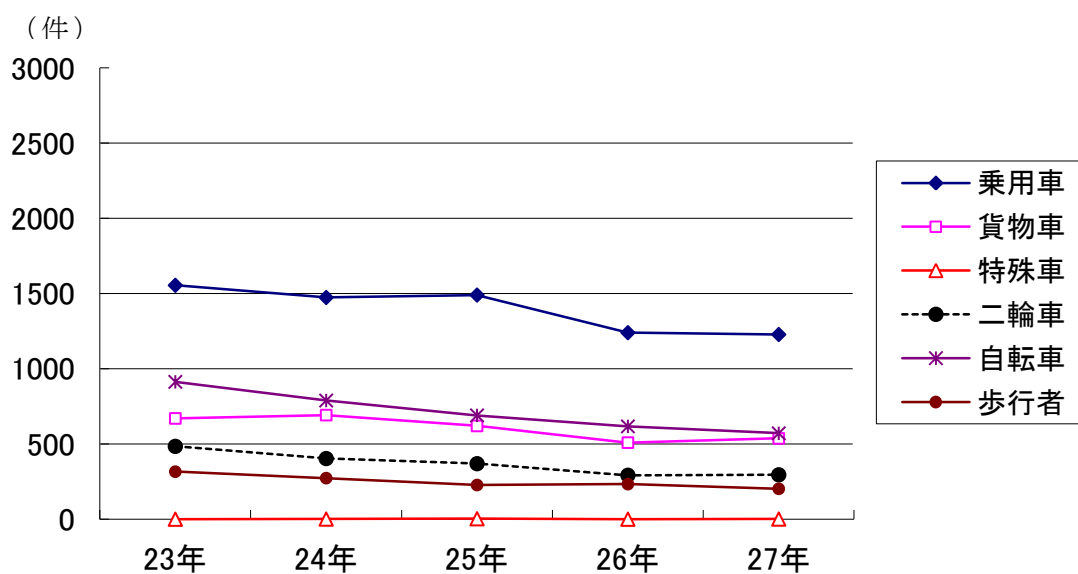
④ 時間帯別交通事故発生状況（5年間） 各年12月31日時点 単位(件)

時間帯	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
0～2時	81	54	58	54	47
2～4時	52	40	37	27	28
4～6時	44	37	39	40	41
6～8時	176	167	158	119	131
8～10時	307	254	272	213	220
10～12時	263	247	223	182	159
12～14時	222	219	201	172	168
14～16時	244	206	220	178	172
16～18時	257	264	206	208	207
18～20時	176	189	164	147	140
20～22時	118	116	89	76	78
22～0時	83	67	68	65	58

昼間の交通事故件数が夜間の2倍以上となっており、この傾向は5年間で変わっていません。

時間帯別の発生状況は8時～10時及び16時～18時の時間帯に事故が多発しています。

⑤ 当事者別交通事故発生状況（5年間）



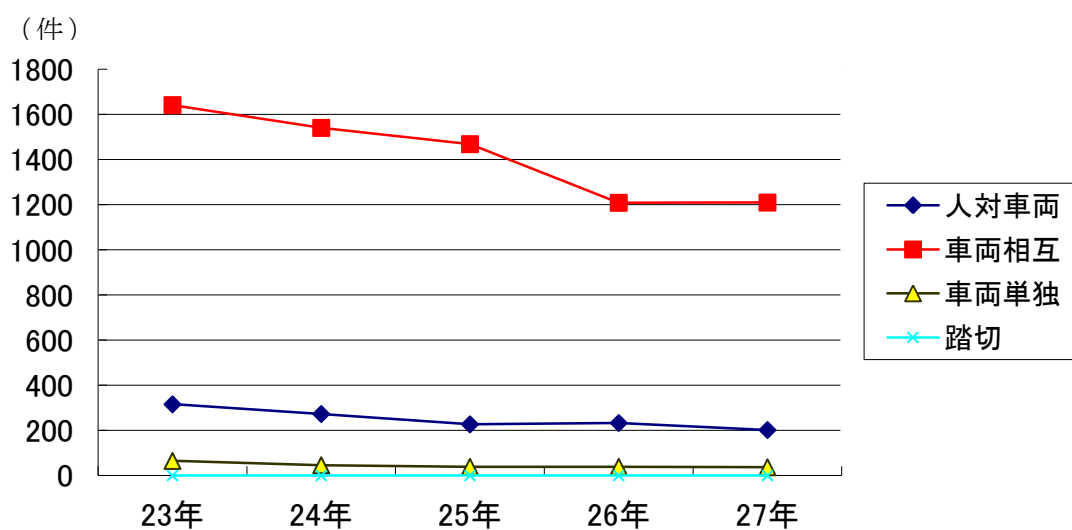
各年 12 月 31 日時点 単位（件）

当事者		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
乗 用 車	発生件数	1,555	1,474	1,490	1,240	1,228
	死者数	1	0	0	0	1
	負傷者数	624	596	665	517	563
貨 物 車	発生件数	670	692	620	509	537
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	213	238	231	181	238
特 殊 車	発生件数	0	1	3	0	1
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	2	1	0	1
二 輪 車	発生件数	484	403	369	292	295
	死者数	1	4	2	4	3
	負傷者数	368	316	308	224	240
自 転 車	発生件数	913	789	690	617	571
	死者数	2	0	0	1	2
	負傷者数	774	687	586	529	488
歩 行 者	発生件数	316	273	227	233	202
	死者数	2	4	3	2	1
	負傷者数	316	276	228	235	205

※その他を除く。発生数は、第1および第2当事者の合計数

平成 23 年から平成 27 年の 5 年間の交通事故発生件数は乗用車が最も多く発生しており、次に自転車、貨物車、二輪車、歩行者、特殊車の順となっています。

⑥ 事故類型別交通事故発生状況（5年間）



各年 12 月 31 日時点 単位 (件)

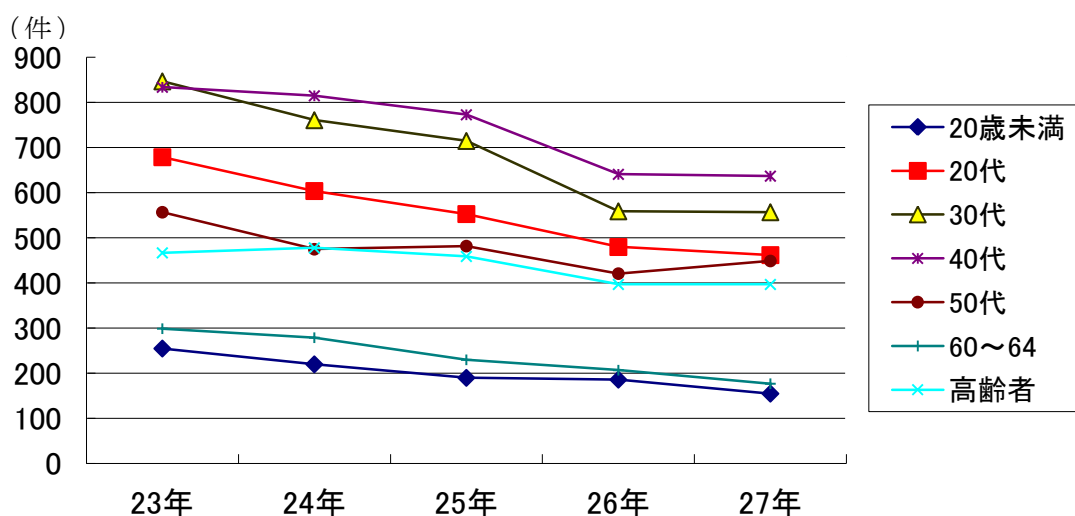
事故類型		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
人対車両	発生件数	316	273	227	233	202
	死者数	2	4	3	2	1
	負傷者数	318	281	231	240	207
車両相互	発生件数	1,642	1,541	1,469	1,209	1,210
	死者数	3	3	1	5	5
	負傷者数	1,905	1,783	1,749	1,409	1,488
車両単独	発生件数	65	46	39	39	37
	死者数	1	1	1	0	1
	負傷者数	72	51	39	39	40
踏切	発生件数	0	0	0	0	0
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0

※発生数は、第 1 および第 2 当事者の合計数

最も多い車両相互の事故は平成 27 年には平成 23 年に比べて 26.3% (432 件) 減少しました。

人対車両の交通事故は平成 23 年には 316 件発生していましたが、平成 27 年には平成 23 年に比べ 36.1% (202 件) 減少しました。

⑦ 年代別交通事故発生状況（5年間）



各年 12 月 31 日現在 単位（件）

年代	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
未就学児	9	8	6	8	9
小学生	85	55	46	65	43
中学生	34	29	18	14	18
高校生	72	64	52	51	44
20 歳未満※1	55	64	68	48	41
20 歳未満合計	255	220	190	186	155
20 代	679	604	553	480	462
30 代	847	761	715	559	557
40 代	834	815	773	641	637
50 代	557	475	482	421	449
20 代～50 代合計	2,917	2,655	2,523	2,101	2,105
60～64 歳	299	279	230	207	177
高齢者※2	467	478	459	397	397
60 歳以上合計	766	757	689	604	574

※発生数は、第 1 および第 2 当事者の合計数

※1 20 歳未満とは中卒から 19 歳までの人をいう

※2 高齢者とは 65 歳以上の人をいう

平成 23 年に最も件数が多かった 30 代の事故件数は平成 27 年には 34.2%（290 件）減少し、次に件数の多かった 40 代の事故件数も 23.6%（197 件）減少しました。

交通事故は 20 代～50 代の働き盛りに集中していることがわかります。

2 第9次交通安全計画の成果

第9次計画では、以下の大きな成果をあげることができました。

- ・ 交通事故発生件数は平成27年までに「1,900件以下」を目標としたところ、平成24年には1,860件となり平成27年には1,449件となり目標を達成しました。
- ・ 交通事故による負傷者数は、平成23年には2,295人でしたが、交通事故発生件数の減少に伴い平成27年には1,735人と5年間で24.4%減少しました。
- ・ 自転車の交通事故件数は平成23年には913件発生していましたが、第9次交通安全計画期間中に対策を講じた結果、平成27年には571件と5年間で37.7%減少しました。
- ・ 二輪車の交通事故は平成23年には484件発生していましたが各警察署を中心とした国道・都道等での啓発活動や取締りを粘り強く進めてきた結果、平成27年には294件となり5年間で39.3%減少しました。
- ・ 平成23年には小学生の事故件数は85件発生していましたが、小学校での自転車安全利用実技講習会等を行ってきた結果、平成27年には43件と5年間で50.6%減少しました。

3 重要課題

(1) 依然として高い自転車の事故関与率

平成 18 年から平成 27 年までの 10 年間の推移を見てみると、平成 20 年にピークであった自転車事故件数は、交通事故発生件数の減少とともに、減少を続けています。

しかしながら、区内の自転車事故件数は平成 27 年に 571 件発生しており、その関与率は都内平均よりも高くなっております。

このことから、本計画では、第 9 次計画に引き続き区内の自転車利用者に対する各種啓発活動のソフトの取組を展開していくことだけでなく、自転車が安心安全に走行できる環境整備（ハードの取組）についても推進していく必要性があります。

表 1 交通事故発生件数と自転車事故の発生状況

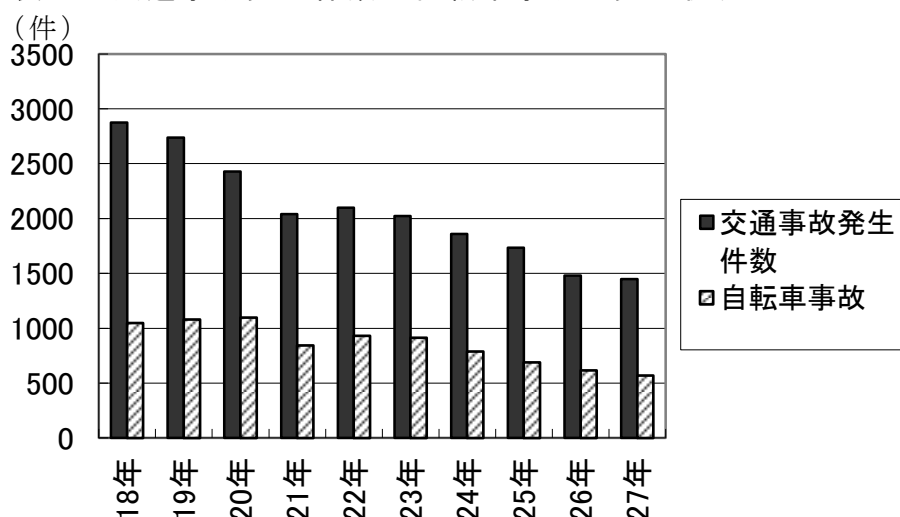


表 2 交通事故発生件数に占める自転車事故件数の推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
事故総件数	2,023	1,860	1,735	1,481	1,449
自転車件数	913	789	690	617	571
区関与率	40.6%	38.2%	35.2%	37.5%	35.4%
都平均関与率	37.3%	36.0%	34.7%	34.1%	32.3%

※自転車件数は第 1 および第 2 当事者の合計数

(2) 高齢者の重大事故・重傷化傾向

高齢者の事故件数は過去5年間に於いては、平成24年に一度増加したものの、それ以降は減少しています

高齢者は他の年齢層と比較して致死率が高くなると言われており、都内では平成27年度の死者数161人のうち、高齢者は58人(36%)亡くなっています。

杉並区においても平成23年から平成27年までの5年間で13名の高齢者が亡くなっています。

第9次計画の期間中も高齢者の交通事故防止に取り組みましたが、高齢者の事故の減少傾向は鈍化しており、交通事故発生件数に占める高齢者事故件数の割合、重傷者数に占める割合が増加しております。

このことから、高齢者の事故を未然に防止するため、高齢者に対する交通安全講習会の開催や、自転車乗車時のヘルメットの着用促進など各種キャンペーンなどの取組をこれまで以上に進める必要があります。

表1 交通事故発生件数と高齢者事故の発生状況

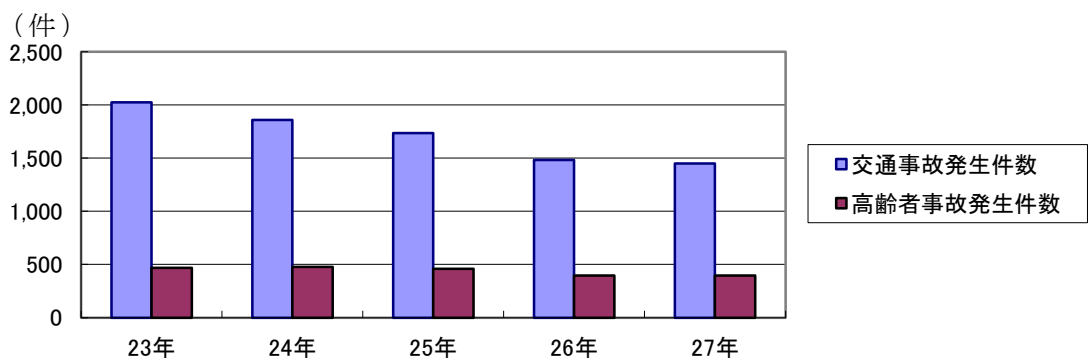


表2 交通事故発生件数に占める高齢者事故件数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総発生件数	2,023	1,860	1,735	1,481	1,449
死者数	6(4)	8(3)	5(2)	7(2)	7(2)
重傷者数	35(10)	19(7)	6(0)	7(3)	6(3)
高齢者事故件数	467	478	459	397	397

※高齢者とは65歳以上の人をいう

※高齢者事故件数は第1および第2当事者の合計数

※()内は高齢者の内訳

(3) 死亡・重傷事故につながる二輪車事故

区内の死亡・重傷者を伴う重大事故は、交通事故発生件数の減少と共に、平成 23 年以降大きく減少しています。

しかしながら、区内では毎年二輪車運転者の死亡・重傷事故が発生しており、平成 23 年から平成 27 年の 5 年間で 14 名が亡くなっており、死者数の約半数を占めています。

本計画では、第 9 次計画に引き続き、二輪車事故を減らすために、指導・取締り、啓発活動等の取組を推進していく必要があります。

表 1 死亡・重傷事故件数に占める二輪車事故

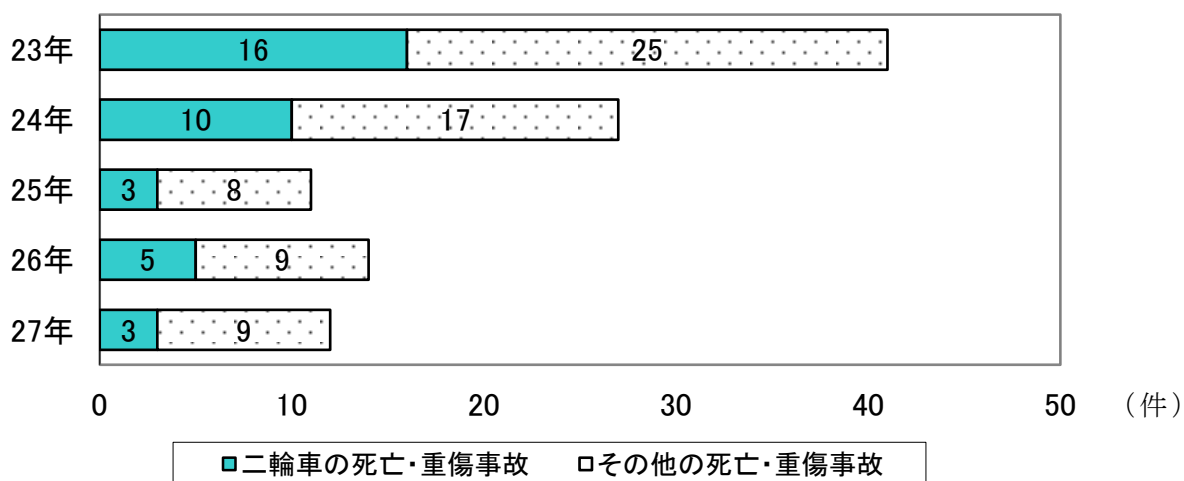


表 2 交通事故発生件数に占める二輪車事故件数の推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
総発生件数	2,023	1,860	1,735	1,481	1,449
死者数	6(1)	8(4)	5(2)	7(4)	7(3)
二輪車事故件数	484	403	369	292	295
死者数に占める二輪車の割合	16.7%	50.0%	40.0%	57.1%	42.9%

※二輪車事故件数は第 1 および第 2 当事者の合計数

※()内は二輪車の死者数

第3章 計画の目標と取組の重点化の方向性

1 計画の目標

目標指標①	現状（平成27年）	目標（平成32年）
交通事故発生件数	1,449件	1,300件以下

【数値設定の考え方】

第9次計画では「5年間で約10%の減少」を基に目標を設定し、取組を推進した結果、574件（28.4%）減少し、目標を大幅に超える成果を達成しましたが、計画期間の終期において、減少率は鈍化傾向（平成27年は前年度比32件、2.2%の減少）にあります。

第10次計画では事故件数の減少率が鈍化傾向にある中でも、区民の安全・安心の向上を図るため、効果的な取組により、悲惨な交通事故を更に減少させるべく「10%の減少」を目指し、平成27年の1,449件からの10%減≒1,300件以下を目標とします。

目標指標②	現状（平成27年）	目標（平成32年）
交通事故死者数	7人	0人

【数値設定の考え方】

交通事故による死者数は、第9次計画の5年間では最大8名（平成24年）最小5名（平成25年）となっています。

悲惨な交通事故死は根絶すべきものとして、目標数値を第9次計画に引き続き「0人」とします。

目標指標③	現状（平成27年）	目標（平成32年）
自転車の交通事故 関与件数	513件	420件以下

【数値設定の考え方】

杉並区では多くの区民が主要な移動手段として自転車を利用しています。

平成27年の自転車事故関与件数は513件と都内で4番目に多い件数であり、自転車の事故関与率も都内平均の32%よりも高い35.4%となっています。

これらのことから、事故関与率を現状の都内平均までの引き下げを目指し、交通事故発生件数の目標1,300件の32%である420件以下（現状値から18%の減少）を目標数値として設定しました。

2 取組の重点化の方向性

(1) 自転車事故防止策の強化

自転車は子どもから高齢者まで幅広い年齢層が気軽に乗れるため、区民の生活の中で最も身近な乗り物のひとつとなっています。

第9次計画の5年間で区内の自転車の事故件数は減少傾向にあり、平成23年の913件から平成27年には571件と約4割近く減少しています。

しかしながら、区内の自転車事故関与件数は都内平均の32.3%よりも高い35.4%となっており、引き続き自転車事故を防ぐための取組を推進していく必要があります。

平成27年6月に道路交通法が改正され、一定の危険行為（信号無視、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止等14項目）を3年以内に2回以上摘発された自転車運転者（14歳以上の者）に対し、自転車運転者講習の受講が義務付けられました。

この道路交通法の改正は大きく報道されるとともに、取締りや啓発活動が強化されたことで、悪質な自転車運転に対しての一定の歯止めとなりました。

自転車事故を減らしていくためには区民一人ひとりが「事故に遭わない・起こさない」と自覚し、信号はしっかり守る、スピードの出しすぎに気をつける等の基本的なルールを守るだけで多くの事故は防げます。

区民が交通事故の当事者となることを少しでも減らしていくために、引き続き自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」をはじめとするルール・マナーを継続的に啓発していきます。

また、ルールやマナーの啓発に留まらず、自転車の交通事故対策を総合的に推進していくために、自転車の走行空間の整備や警察による取締りの実施など様々な取組を実施します。

(2) 高齢者事故防止策の強化

杉並区の高齢者の交通事故件数は平成27年中に397件発生しており、前年と比較すると横ばいとなっています。

杉並区全体の交通事故発生件数が減少している中で、高齢者の交通事故発生件数の割合は増加し、また重傷者数の割合も増加しています。

個人差はあるものの、高齢者は加齢により身体機能や認知機能が低下する場合があります、高齢者の事故が他の年齢層と比較して重大事故につながる確立が高い原因と考えられます。

一件でも多くの高齢者の事故を減らすために、高齢者施設等に対しての交通事故発生の情報提供や高齢者に対しての交通安全講習会への積極的な参加の呼びかけ等を行い、日々の交通安全への関心を高めていきます。

また自転車用ヘルメットの着用の促進や 75 歳以上の高齢者に対しての運転免許証自主返納支援事業等を行い、事故を未然に防ぐとともに万が一事故に遭ってしまった場合でも重大事故につながる可能性を減らす取組を実施し、高齢者が安心・安全に生活できる交通安全対策を実施します。

(3) 二輪車事故防止策の強化

二輪車は、乗用車同様に速い速度で移動できるにも関わらず、身体を保護する機能がなく、重大事故につながる危険性が高くなっています。

杉並区でも平成 23 年から平成 27 年の間の 5 年間で 14 名が二輪車事故で亡くなっています。

二輪車事故を撲滅するために、交通事故発生が特に高い環状 7 号線、環状 8 号線、五日市街道等の主要都道や国道での二輪車運転者に対しての指導・取締りの強化に加え、身体を保護するための胸部プロテクターの着用促進キャンペーンや講習会などを実施します。

第4章 具体的な取組（分野別取組）

交通事故総件数は着実に減少していることから、これまでの交通安全計画に基づき実施してきた取組に一定の効果があったものと考えられます。

このことから、これまでの交通安全対策の取組を基本として、社会情勢や交通状況の変化等の杉並区の現状を踏まえ、交通事故のない社会を目指して、次の5つの分野別の取組を実施します。

1. 道路整備分野
2. 交通安全教育分野
3. 道路交通法規分野
4. 医療・被害者支援分野
5. 防災・減災分野

交通事故の発生状況や事故の情報分析を踏まえ、必要に応じて取組の充実を図ります。

なお、「第3章 2取組の重点化の方向性」の考え方にに基づき重点的に取り組む項目については【重点】を記載しています。

1 道路整備分野

都市の骨格ともいふべき道路は、日々の区民生活に密接に関わっています。

交通事故防止という区民の生命・財産に直接関わる目標を達成するためには、都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅、道路に附属する標識や道路照明、また自転車駐車場の整備等の様々な取組が関わってきます。

第10次計画の中で、交通事故防止のための道路交通環境の整備として講じようとする取組を明らかにし、警察、国、都等関係機関と緊密に連携し、適切な役割分担をすることで、交通事故防止を図ります。

(1) 幹線道路等の整備

取組内容	実施主体
幹線道路、補助幹線道路の整備に当たっては、安全で快適な歩道の整備や環境施設帯の設置、電線類の地中化など、国、都等の関係機関と協議、調整、役割分担のうえ、歩行空間の整備を促進します。	東京国道事務所 東京都第三建設事務所 都市計画課 土木計画課 杉並土木事務所

(2) 身近な生活道路の整備

取組内容	実施主体
<p>歩行者の安全性や快適性を重視した身近な生活道路（主要生活道路・主要区画道路・区画道路）の段階的・体系的整備を図ります。</p> <p>身近な交通の中心を担う主要生活道路においては、歩道と車道の分離、自動車交通量の減少及び速度の低減対策並びに電線類の地中化など、歩行者と自転車の安全性を重視した道路の整備を推進します。</p>	土木計画課 杉並土木事務所

(3) 狭あい道路の拡幅

取組内容	実施主体
<p>重点整備路線における拡幅整備、建物の後退用地への支障物件の設置禁止による道路空間の確保など幅員4m未満の狭あい道路の拡幅を推進し、災害や火災の発生時における円滑な避難及び通行の確保を図るとともに日常の安全性の向上を図ります。</p>	土木管理課 狭あい道路整備担当 杉並土木事務所

(4) 歩道の整備

取組内容	実施主体
<p>歩行者の安全性、快適性及び地域の回遊性等の向上を図るため、商店街などの買い物道路や通学路、公共施設までの道路などの特性に応じて、歩道整備や自転車走行空間と分離し歩行空間を確保した歩行者優先の道づくりを進めます。</p>	土木計画課 杉並土木事務所

(5) 自転車走行空間の整備【重点】

取組内容	実施主体
<p>安全で快適な自転車走行環境を確保するため、自転車通行帯整備の検討を進めます。</p> <p>検討に当たっては、通行帯を優先的に整備をする路線や都道、国道、近隣区との一体的かつ連続的な整備となるよう検討します。</p>	各警察署 東京国道事務所 東京都第三建設事務所 土木計画課 交通対策課 杉並土木事務所

(6) 防護柵の整備

取組内容	実施主体
横断歩道以外での歩行者の車道横断の抑止や走行車両の路外への逸脱防止を図ることにより、歩行者が安全で安心して歩行できる空間の整備を推進します。	杉並土木事務所

(7) 道路照明の整備

取組内容	実施主体
夜間における視認性及び安全性を高めるために、道路の状況に適した道路照明を整備します。	杉並土木事務所

(8) 道路標識等の整備

取組内容	実施主体
車両の運転者や歩行者にとって見やすく、かつ、わかりやすい標識の整備を推進します。また、外国人を含めたすべての人にわかりやすい表示となるよう、表示内容の英語併記化等を図ります。	各警察署 東京国道事務所 杉並土木事務所

(9) 事故多発箇所における注意喚起看板等の設置

取組内容	実施主体
見通しの悪い道路や事故が多発している道路において、車の運転者や歩行者等に注意喚起を促す立て看板等を設置し、交通事故の防止に努めます。	各警察署 交通対策課 杉並土木事務所

(10) 通学路防犯カメラの設置

取組内容	実施主体
平成 29 年度までに小学校の全校の通学路に 1 校につき 5 台の通学路防犯カメラを設置します。	学務課

(11) 幹線道路や生活道路での交通規制の実施

取組内容	実施主体
国道、都道等の幹線道路や区道をはじめとする生活道路において、地域の実情や交通状況を踏まえながら、必要に応じて交通規制を実施します。	各警察署

(12) 流入・通過交通の低減と速度抑制

取組内容	実施主体
区内道路における他地域からの流入交通や通過交通の低減と走行車両の速度抑制に関する対策を行うことで、より安全で円滑な交通の確保を図ります。	各警察署

(13) 道路不法占有物の除去

取組内容	実施主体
道路交通の安全と円滑を確保するために、公道における道路不法占有物の除去に努めます。	東京都第三建設事務所 杉並土木事務所

(14) 放置自転車の撤去推進

取組内容	実施主体
自転車放置禁止区域において、他の交通や歩行者の通行を妨げる放置自転車を撤去し、きれいで安全な道路交通環境を維持します。	東京都第三建設事務所 交通対策課

(15) 道路パトロールの実施

取組内容	実施主体
安全な道路環境の維持のため定期的に巡回を行い、道路パトロールをより一層推進します。	東京都第三建設事務所 杉並土木事務所

(16) 通学路点検の実施【重点】

取組内容	実施主体
児童が安全に通行できるよう、危険箇所の把握や情報共有を図りながら、関係機関と連携し安全で安心な歩行空間の確保に努めます。必要に応じて交通規制や自動車の減速措置等の対策を講じます。	各警察署 杉並土木事務所 学務課

(17) 道路交通環境におけるバリアフリー化の推進

取組内容	実施主体
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や「杉並区バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが移動しやすく、暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進します。 歩道のある道路等については、段差の解消などのバリアフリー化を進めるとともに、歩道のない道路についても、カラー舗装化など安全な歩行者空間の確保を図ります。	東京国道事務所 東京都第三建設事務所 都市計画課 土木管理課 土木計画課 杉並土木事務所

(18) 自転車駐車場の整備

取組内容	実施主体
通勤・通学、買い物など自転車利用の目的に即した、利用しやすい自転車駐車場を整備します。 駅周辺の自転車駐車場の整備に当たっては、道路や駅前広場などの公共空間の立体利用を検討すると共に、鉄道事業者に対しても積極的な整備を求めています。	交通対策課

(19) 自転車駐車場の設置等の指導・支援

取組内容	実施主体
一定規模以上の建物の新築・増築等に対して、自転車駐車場の設置を徹底します。 また、民営自転車駐車場の整備・利用促進を図るために、自転車利用者への設置場所情報の提供などにより、民営自転車駐車場の運営事業者を積極的に支援します。	交通対策課

(20) 自転車安全利用モデル地区の推進

取組内容	実施主体
<p>平成 17 年度から地域住民団体がルール違反自転車利用者に対し、啓発活動を行う「自転車安全利用モデル地区制度」を実施しています。</p> <p>交通法規に違反する悪質な自転車利用者に対して、口頭で改善を促す等の啓発活動を行い、自転車利用者のモラル改善を図ります。</p>	<p>各警察署 交通対策課 商店街 住民防犯団体</p>

2 交通安全教育分野

一件でも多くの交通事故を減らしていくには、杉並区において生活する全ての方が、交通安全に関心を持ち交通事故に遭わない・起こさないという意識を持つことが必要です。

第10次計画においても、国や都、警察、学校等をはじめとする関係機関や、地域の団体や保護者等との連携をすることで、地域全体の交通安全意識の向上を図れるような教育面での取組を推進します。

(1) 区立小学校における自転車安全利用実技講習会の実施【重点】

取組内容	実施主体
区内の全区立小学校4年生を対象として、児童が体験し楽しみながら自転車のルールを習得できる自転車安全利用実技講習会の開催を実施します。	各警察署 交通対策課 済美教育センター

(2) スタントマンによる自転車安全利用実技講習会の実施(中学校・一般)

【重点】

取組内容	実施主体
<p>全ての区立中学校の生徒を対象として、3年で区立中学校を一巡し、在学中に一回は受講することが出来るようにスタントマンによる交通事故再現型の自転車安全利用講習会(スケアード・ストレート)を開催します。</p> <p>また、学校公開日等に合わせて行われる場合は近隣町会や交通安全協会等を通じて、近隣の方にも参加をいただけるよう、積極的に周知を行います。</p>	各警察署 交通対策課 済美教育センター

(3) 区安全パトロール隊による違反自転車への注意喚起【重点】

取組内容	実施主体
区安全パトロール隊が区内巡回中に発見した交通法規に違反する自転車運転者に対して、状況に応じて、その場での啓発チラシの配布や口頭による注意喚起を行い、日々の声かけを通じて自転車利用者のモラルの向上を図ります。	危機管理対策課

(4) 自転車用ヘルメットの普及促進【重点】

取組内容	実施主体
自転車乗用中の事故では、頭部への損傷が致命傷や後遺症などに繋がることから、関係機関と連携・協力し、自転車用ヘルメットの普及啓発に努めます。	各警察署 各交通安全協会 交通対策課

(5) 幼児や児童に対しての交通安全教育の推進

取組内容	実施主体
区立保育園、子供園、児童関連施設において、交通安全のルール、歩行の仕方や注意点などを理解させる等、安全な通行を習慣化できるように警察をはじめとする関係機関が連携して交通安全教育を行います。	各警察署 保育課 児童青少年課 済美教育センター

(6) 交通安全教材の提供

取組内容	実施主体
区立・私立保育園、子供園、私立幼稚園等において、親子で学ぶことのできる交通安全教材を配付し、幼児が保護者を通じて交通のルールやマナーを学ぶ機会を確保します。 また、登下校時や放課後の事故防止の観点から、各小学校で作成した安全マップを保護者全員に配付し、家庭でも危険な箇所を親子で確認できるようにします。	学務課 交通対策課

(7) 高齢者向け交通安全教室の開催【重点】

取組内容	実施主体
高齢者特有の事故事例や区内の気をつけるべきポイント等について、関係団体と協力して交通安全講習会等を通じて周知し、高齢者に対しての交通事故防止を図ります。	各警察署 各交通安全協会 高齢者施策課 交通対策課

(8) 高齢者運転講習会の開催【重点】

取組内容	実施主体
警視庁が交通安全教育センターで実施する 65 歳以上の運転者を対象とした「シルバードライバーズ安全教室」を通じて、加齢に伴う身体能力や運転技能の変化等を客観的に知ることにより、年齢に相応した安全運転を行うよう周知します。	各警察署

(9) 高齢者関係施設への交通安全情報の提供【重点】

取組内容	実施主体
区内の高齢者関係施設（ゆうゆう館、高齢者住宅）等に対して、高齢者の交通事故防止のための広報啓発活動（チラシ等の配布）を実施し、高齢者への交通事故防止普及啓発活動を強化します。	各警察署 高齢者施策課 住宅課 交通対策課

(10) 街頭での広報啓発活動の実施【重点】

取組内容	実施主体
区内の各所において交通ルールの遵守、マナーの向上を呼びかける街頭啓発活動を適宜実施します。	各警察署 各交通安全協会 交通対策課

(11) 区民向け自転車講習会の実施【重点】

取組内容	実施主体
区民向け自転車講習会を開催し、広く区民に交通ルール・マナーの周知徹底を行います。	各警察署 交通対策課

(12) 放置自転車クリーンキャンペーンの実施

取組内容	実施主体
放置自転車問題を広く社会に訴えるため、首都圏の自治体及び関係機関・団体が相互に協力して駅前等での啓発活動を行います。	各警察署 交通対策課 杉並区町会連合会

(13) 自転車シミュレーターを活用した体験型啓発活動の実施【重点】

取組内容	実施主体
区内最大規模のイベントであるすぎなみフェスタ等の多くの参加者が見込まれるイベント会場において、自転車シミュレーターを活用した自転車講習会を実施し啓発活動に努めます。	交通対策課

(14) 地域企業と協力した交通安全教室の開催【重点】

取組内容	実施主体
トラック協会杉並支部の協力により区内小学校においてトラックの死角の危険性を児童に認識させる体験型講習会を実施するなど、地域の民間企業等の協力を得ながら、交通安全教室の更なる充実を図ります。	各警察署 交通対策課 各交通安全協会

(15) 自転車走行マナーアップキャンペーンの実施【重点】

取組内容	実施主体
高円寺・庚申通り商店街等での通勤・通学時間帯における自転車の走行マナーアップキャンペーンなど、状況に応じて危険運転者（スピード出しすぎ、イヤホン、携帯電話、傘差し等）に対して、口頭での注意喚起や啓発用品等の配布を行い、自転車運転者のマナーアップを図ります。	各警察署 交通対策課

(16) 出前型自転車講習会の開催【重点】

取組内容	実施主体
日ごろの自転車のルール、走行方法に関する啓発のため、職員が休日・夜間等に民間事業所や幼稚園の父母会などに出向く、出前型自転車講習会などの区民参加型講習会を開催します。	各警察署 交通対策課

(17) 75歳以上のドライバーの運転免許証自主返納の促進【重点】

取組内容	実施主体
身体能力の低下によって起こる事故を未然に防止する観点から、75歳以上の高齢者が運転免許証を自主返納を行うことを促すため、交通系 IC カード乗車券の配付を行います。	交通対策課

(18) バス車内での転倒事故防止の呼びかけ

取組内容	実施主体
区内走行のバス車両内において、主に高齢者等の転倒事故を防止するため、車内での注意喚起アナウンスを徹底します。	区内バス事業者 交通対策課

(19) 児童・生徒の健全育成のための飲酒の害についての指導

取組内容	実施主体
児童・生徒の健全育成のため、小・中学校の体育・保健体育の授業において、飲酒による心身への影響や飲酒が原因で起こる事故（交通事故含む）等について正しく理解させる指導を行います。	済美教育センター

(20) 職員向け講習会の実施【重点】

取組内容	実施主体
区の職員を対象に、安全意識の向上や、ドライブレコーダーに記録された実際の事故映像を使用して事故原因の検証を行い、事故防止啓発を行います。引き続き職務上車や自転車等を使用する職員を主な対象とし、交通安全意識の向上にも努めます。	経理課 交通対策課

(21) 自転車利用者への損害賠償保険加入の促進【重点】

取組内容	実施主体
自転車安全利用実技講習会の際に参加した保護者や区民向け講習会の際に、受講者に対しての昨今の自転車事故への高額な賠償命令の判決を紹介することにより保険への加入を促進します	交通対策課

(22) 自動車損害賠償任意保険の加入促進

取組内容	実施主体
交通事故被害者保護の観点からも自動車損害賠償任意保険の加入は有効ですが、依然として加入率が低い小型二輪自動車（排気量 50 c c 超 125 c c 以下）及び原動機付自転車の利用者の保険加入推奨のため広報等で周知を行ないます。	各警察署 交通対策課

(23) 実技講習会等を活用した二輪車利用のルール・マナー等の啓発

【重点】

取組内容	実施主体
二輪車での通勤・通学者が多い事業所や学校単位での実技講習会を実施し、運転技能の向上や法令遵守に関する安全教育を推進します。 また、事故の際、身体を保護する胸部プロテクター等の着用促進を図ります。	各警察署

3 道路交通法規分野

地域に応じた交通安全の確保を図るとともに、生活道路沿道の地域住民の要望や道路の利用実態等の把握に努めることで道路交通秩序を維持しなければなりません。そのためには地域に応じた交通規制の見直しや交通安全施設の改良を行っていくことが必要です。

また、交通規制の違反やマナーの欠如した自転車を含む車両運転者に対する街頭指導等の交通安全啓発活動など交通法規・規制に則した取組を推進します。

(1) 交通規制の見直し、交通安全施設の整備

取組内容	実施主体
幹線・補助幹線道路等における交通渋滞を避け、狭い道路に通り抜け車両が集中し、学童の通学路等に危険を及ぼすような地域内道路について、近隣住民の理解と協力を得て、交通規制の見直し等を行い、通過交通の抑制を図ります。また、交通安全施設の整備により、歩行者の安全性の向上を図ります	各警察署 杉並土木事務所

(2) 地域実態に即した駐車規制の見直し

取組内容	実施主体
違法駐車が、交通の安全を阻害し通行量の低下を招くことにより、交通渋滞・公害の発生源となるなど、地域交通に及ぼす影響等を勘案し、地域住民の要望等を踏まえ、地域実態に即した駐車規制の見直しを実施します。	各警察署

(3) 違法駐車抑止キャンペーンの実施

取組内容	実施主体
地域交通安全活動推進委員の積極的・効果的な運用により、地域住民の違法駐車抑止を図ります。特に特別取締り日等においては、区、関係機関・団体等と一体となったキャンペーン・合同パトロールを実施して、違法駐車抑止の気運を醸成します。	各警察署

(4) 街頭指導の強化・取締りの強化

取組内容	実施主体
道路交通全般の街頭指導や飲酒運転・信号無視・一時不停止等の悪質・危険な違反者に対する取締りを強化します。	各警察署

(5) 悪質な自転車利用者に対する取締りの実施【重点】

取組内容	実施主体
信号無視や遮断踏切立入、一時不停止等の交通法規を無視した無謀な運転を行う自転車利用者に対して、罰則の適用等による取締りを実施します。	各警察署

(6) 二輪車への指導・取締りの強化【重点】

取組内容	実施主体
各警察署が指定する区内の「二輪車モデル交差点」等において、二輪車の運転者に対して、すり抜けや右直事故の注意喚起など交通安全のワンポイント教育を実施します。 また、速度超過、進路変更、割り込み、違法改造等の悪質・危険性の高い違反に対する指導・取締りを強化します。	各警察署

※右直事故・・・交差点における右折車両と直進車両との事故

(7) 交通実態に応じた信号機の整備

取組内容	実施主体
「歩車分離式信号機」「聴覚障害者対応音声信号機」「高齢者等感応式信号機」など、交通実態に応じた安全性向上を図るための信号機を整備します。	各警察署

(8) 「飲酒運転させない杉並キャンペーン」の実施

取組内容	実施主体
飲酒の機会が増える時期に合わせて、「飲酒運転させない杉並キャンペーン」を実施し、広報・ホームページで情報発信するほか、区内の公共施設や酒類提供飲食店などと協力して注意喚起ポスターの掲出、駅周辺や繁華街などで呼びかけを行います。	各警察署 各交通安全協会 交通対策課

(9) ハンドルキーパー運動の推進

取組内容	実施主体
酒類提供飲食店にハンドルキーパー運動の内容を説明し、積極的に客への声かけを行ってもらえるなどの協力を得られるよう努めます。	各警察署 各交通安全協会

※ハンドルキーパー運動は、自動車で飲食店に来店した際、酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、飲酒運転事故を防止する運動です。

(10) 飲酒検問の実施

取組内容	実施主体
毎年7月の第一週に東京都が実施している「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」において、飲酒運転撲滅を目標にこの期間内には、重点的な飲酒検問を行います。	各警察署

(11) 区内自転車商協同組合と協力した自転車点検の実施

取組内容	実施主体
小学校における自転車安全利用実技講習会の際に、自転車商組合の協力を得て、小学生が講習会の際に持参した自転車の点検を行うなど、適切に整備をした安全な自転車に乗るように啓発に努めます。	各警察署 交通対策課

(12) 庁有車の点検整備

取組内容	実施主体
区職員が現場への移動等で使用する庁有車が安全に走行できるように定期的に整備を実施し、車両の安全性の維持に努めます。	経理課

4 医療・被害者支援分野

交通事故等による負傷者の救命を図り、被害を最小限に留めることは非常に重要です。そのため、負傷者に対する迅速・正確な対応を行なうため、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当等の初期救急対応力の向上を図ります。

また、交通事故の被害者や家族は、身体的、精神的、経済的に極めて大きなダメージを受けるため、被害者等の意思を尊重しつつ、問題解決や立ち直りを支援することが必要になります。

そのため、交通事故相談窓口の開設などきめ細かい支援を行います。

(1) 応急手当等の普及啓発の推進

取組内容	実施主体
緊急時に迅速・正確に応急手当を行える区民「救急協力員」を引き続き養成していくと共に、区民に対して、消防署と連携した AED（自動体外式除細動器）を含む応急手当の知識・技術の一層の普及を促進します。	各消防署 杉並保健所

(2) 学校教育における応急手当指導の充実

取組内容	実施主体
学校において事故が発生し負傷した児童・生徒、の重体化等を防ぐため、区立学校教員等に対し、消防署と連携し AED を含む心肺蘇生法の実技講習を実施します。	各消防署 杉並保健所 済美教育センター

(3) 交通事故相談窓口の開設

取組内容	実施主体
交通事故による被害者、加害者双方の補償または弁済・示談の進め方などについて、専門の相談員が適切な助言を行い、速やかで円滑な解決に向けて、相談できる体制を充実させます。	各警察署 区政相談課

(4) 犯罪被害者支援制度の活用

取組内容	実施主体
<p>犯罪被害者（交通事故を含む）やその家族、遺族の精神的・物理的負担を軽減し、一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるように、相談・情報提供、一時利用住宅の提供、日常生活への支援、手続き等の補助・付添、資金貸し付け等の支援を行います。</p>	<p>区民生活部管理課</p>

5 防災・減災分野

地震など発災時に道路の復旧を迅速に行うため日頃より道路構造物等の点検、修理を実施し、良好な状態で維持することや帰宅困難者や避難を行う区民に対しても適切な情報提供を行うなど、行政をはじめ事業者や区民などが復旧作業を協力しあえる災害に備えた取組を実施します。

(1) 道路構造物の点検、修理

取組内容	実施主体
区が管理する道路、橋梁や防護柵、道路反射鏡、街路灯など交通安全施設等の日常点検を行い、耐震性や劣化状況を把握するとともに、必要な修理を行い、良好な状態で維持することにより災害による被害を最小限に抑えます。	土木管理課 土木計画課 杉並土木事務所

(2) 徒歩帰宅者等に対する情報提供

取組内容	実施主体
<p>震災時は、都心部からの数多くの徒歩帰宅者が区内を通過することが想定されるため、幹線道路沿い及び駅付近の震災救護所を中心に、徒歩帰宅者に対し飲料水・食料、トイレ等の提供を行うとともに、一時休憩所として施設を開放し、最新の交通情報を提供することによって、安全で円滑な徒歩帰宅を促すことで、区内交通の混乱を防止します。</p> <p>また、安全で円滑な帰宅を促すだけでなく、区周辺部の被災状況などに応じて、無理に帰宅しないよう呼びかけるなど柔軟な対応を行います。</p>	防災課

(3) スマートフォン向け防災地図アプリ「すぎナビ」の活用

取組内容	実施主体
災害時は、家屋や塀の倒壊等で道路の通行が困難な箇所が多数発生することが予想されます。このような時、避難所までの安全な道路でのルート案内などの情報をリアルタイムに提供できる防災地図アプリ「すぎナビ」の普及を図ります。	防災課 土木管理課

(4) 停電時の交通安全の確保

取組内容	実施主体
<p>停電になった場合、信号機や街路灯の消灯により交通事故の発生が懸念されます。停電時は速やかに主要な交差点に警察官を配置する態勢を整えるとともに、区民に対しては、警察官の指示に従うことと併せ、警察官がいない交差点や暗い道路を通行する場合には、懐中電灯の携行や反射材を身につけるなど緊急時の安全確保の啓発を行います。</p>	各警察署

第5章 取組の推進体制と進捗状況等の把握

1 取組の推進体制

第4章に定める取組の実施主体は相互に連携を図り、取組を着実に実施するとともに、杉並区交通安全協議会は取組の推進に協力し、第10次計画の目標達成に向け、総合的かつ一体的な交通安全対策を推進します。

区は、交通死亡事故等が多発した場合は、広報等により注意喚起をするなど、区民や事業者が自身の身を守るために適切な行動ができるよう、必要な情報を迅速に周知します。

2 進捗状況等の把握

取組の進捗状況や交通事故件数等について、定期的に調査を実施し、交通安全協議会の開催の機会等を捉え報告するなどをし、関係機関での情報共有を図ります。

卷 末 資 料

- 1 交通安全対策基本法（抜粋）
- 2 杉並区交通安全協議会規約
- 3 自転車安全利用五則

交通安全対策基本法（抜粋）

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

- 2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
 - 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（都道府県交通安全対策会議の組織等）

第十七条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視總監又は道府県警察本部長
 - 四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
 - 五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあっては、指定都市の長又はその指名する職員
 - 六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- 4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

（市町村交通安全対策会議）

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。
- 3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあっては、規約）で定める。

（都道府県交通安全計画等）

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

- 2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

（市町村交通安全計画等）

- 第二十六条** 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
 - 3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
 - 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
 - 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
 - 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

杉並区交通安全協議会規約

(設置)

第1条 杉並区内の交通安全を図るために必要な施策の実施について協議し、もって区民生活の福祉を増進することを目的として、杉並区交通安全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、別表に定める委員をもって組織する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる各号の事項を協議する。

- (1) 交通安全都市宣言に関する推進方策
- (2) 関係行政機関及び関係団体の交通安全に関する事業の連絡調整
- (3) 交通道德の高揚と交通安全運動の推進
- (4) 交通環境の整備促進
- (5) 交通事故防止のための必要事項の調査
- (6) その他協議会において必要と認めた事項

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、区長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときはまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(総会)

第5条 総会は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 総会は、別表1に定める委員をもって構成する。
- 3 総会は委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 4 総会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 総会は、広く区民の意思を反映するため、特に学識経験者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(理事会)

第6条 協議会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、別表2に定める委員をもって構成する。
- 3 理事長は、杉並区長の職にあるものをもって充てる。
- 4 理事会は、理事長が招集する。
- 5 理事会の会議は、総会の例による。
- 6 理事長が必要と認めたときは、会に関係人の参加を求めることができる。
- 7 理事会は、総会に付議すべき事項を協議する。
- 8 理事会は、総会が成立しないとき、会長が総会を招集するいとまがないと認めた事項または理事長が必要と認めた事項を議決、処理することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(幹事会)

第7条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表3に定める者をもって構成する。
- 3 幹事長は、都市整備部土木担当部長の職にあるものをもって充てる。

- 4 幹事会は、幹事長が招集する。
- 5 幹事は、会議の所掌事務について、会長、協議会構成員及び理事を補佐する。
- 6 幹事会の会議は、総会の例による。
- 7 幹事長が必要と認めるときは、会に関係人の参加を求めることができる。
- 8 幹事会には必要と認められるときは、幹事長が指名する協議会構成団体の職員を持って部会を組織することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が会長の同意を得て定める。

(会計監事)

第8条 協議会に会計監事を置く。

- 2 会計監事は、理事会において、協議会委員の中から選出し、会長が任命する。
- 3 会計監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会計監事の属する関係団体等の人事異動で変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会計)

第9条 協議会の経費は、負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第10条 会計監事は協議会の経理を監査する。

- 2 会計監事は、監査を実施したときは、その結果を会長及び理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の庶務は都市整備部交通対策課において処理する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が理事会にはかって定める。

附則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 杉並区交通安全協議会規約（昭和40年5月8日施行）は廃止する。

附則

この規約は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

総会

	機 関 等	委 員
1	杉並区	区長
2	杉並区教育委員会	教育長
3	杉並区議会	議長 副議長 総務財政委員会委員長 区民生活委員会委員長 保健福祉委員会委員長 都市環境委員会委員長 文教委員会委員長 道路交通対策特別委員会委員長
4	警視庁杉並警察署	杉並警察署長
5	警視庁高井戸警察署	高井戸警察署長
6	警視庁荻窪警察署	荻窪警察署長
7	杉並交通安全協会	会長、副会長（6名）
8	高井戸交通安全協会	会長、副会長（5名）
9	荻窪交通安全協会	会長、副会長（5名）
10	東京消防庁杉並消防署	杉並消防署長
11	東京消防庁荻窪消防署	荻窪消防署長
12	国土交通省東京国道事務所	代々木出張所長
13	東京都建設局第三建設事務所	所長
14	杉並区町会連合会	会長、副会長（3名）
15	東京商工会議所杉並支部	会長
16	杉並区商店会連合会	連合会会長
17	杉並産業協会	協会会長
18	東京中央農業協同組合杉並中野支店	支店長
19	東京中央農業協同組合城西支店	支店長
20	杉並法人会	会長
21	荻窪法人会	会長
22	杉並区立小学校 PTA 連合協議会	会長
23	杉並区立中学校 PTA 協議会	会長
24	杉並区私立幼稚園連合会	理事長
25	杉並区いきいきクラブ連合会	会長
26	杉並女性団体連絡会	連絡会代表
27	杉並区青年団体協議会	理事長
28	杉並区医師会	会長
29	杉並防犯協会	会長
30	高井戸防犯協会	会長
31	荻窪防犯協会	会長
32	東京都トラック協会杉並支部	支部長
33	杉並法人タクシー協議会	会長
34	東京都個人タクシー協同組合杉並支部	支部長
35	杉並区自転車商三支部連合会	会長

別表2（第6条関係）

理事会

	機 関 等	委 員
1	杉並区	区長
2	杉並区教育委員会	教育長
3	警視庁杉並警察署	杉並警察署長
4	警視庁高井戸警察署	高井戸警察署長
5	警視庁荻窪警察署	荻窪警察署長
6	東京消防庁杉並消防署	杉並消防署長
7	東京消防庁荻窪消防署	荻窪消防署長
8	国土交通省東京国道事務所	代々木出張所長
9	東京都建設局第三建設事務所	所長
10	杉並区町会連合会	会長
11	杉並交通安全協会	会長、副会長
12	高井戸交通安全協会	会長
13	荻窪交通安全協会	会長
14	会計監事（2名）	

別表3（第7条関係）

幹事会

	機 関 等	委 員
1	杉並区	都市整備部土木担当部長
2		総務部広報課長
3		総務部危機管理室地域安全担当課長
4		区民生活部管理課長
5		保健福祉部管理課長
6		保健福祉部高齢者施策課長
7		保健福祉部児童青少年課長
8		環境部環境課長
9		都市整備部土木管理課長
10		都市整備部土木計画課長
11		都市整備部交通対策課長
12		都市整備部土木事務所長
13	杉並区教育委員会	教育委員会事務局学務課長
14		教育委員会事務局済美教育センター統括指導主事（1名）
15	警視庁杉並警察署	杉並警察署交通課長
16	警視庁高井戸警察署	高井戸警察署交通課長
17	警視庁荻窪警察署	荻窪警察署交通課長
18	杉並交通安全協会	副会長
19	高井戸交通安全協会	副会長
20	荻窪交通安全協会	副会長
21	東京都建設局第三建設事務所	管理課長

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

1 自転車は、車道は原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上車と同じ車両の仲間、「軽車両」に位置づけられます。自転車を利用するときは、以下の場合を除き車道通行が原則となります。

- ・「普通自転車歩道通行可」のある歩道。
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき。
- ・1 道路工事や駐車車両により車道の左側を通行することが困難と思われる場合など車道または交通の状況から判断して通行の安全を確保するためにやむを得ないとき。

2 車道は左側を通行

自転車が車道を通行する際は、自動車と同じく左側通行です。左側を通行する際は道路の中央から左側部分の左端に寄って通行します。

車道の右側通行は自転車同士の正面衝突や、交差道路から出てくる車との出会い頭事故などにつながり、大変危険です。

3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は歩道の車道寄りを徐行しなければなりません。

歩道は歩行者のための道路ですので、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止をし、歩行者の通行量が多い場合などは自転車を降りて押して通行するなど安全に通行しなければなりません。

4 安全ルールを守る

自転車を運転する際は、以下のルールを守らなければなりません。

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

自転車を運転する児童の保護者は、児童にヘルメットを着用させるよう勤めなければなりません。

第10次杉並区交通安全計画（平成28年度～32年度）

平成28年11月発行

登録印刷物番号

発行 杉並区
杉並区交通安全協議会

28-0076

編集 〒166-8570
杉並区都市整備部交通対策課（協議会事務局）
杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話 03-3312-2111（代）